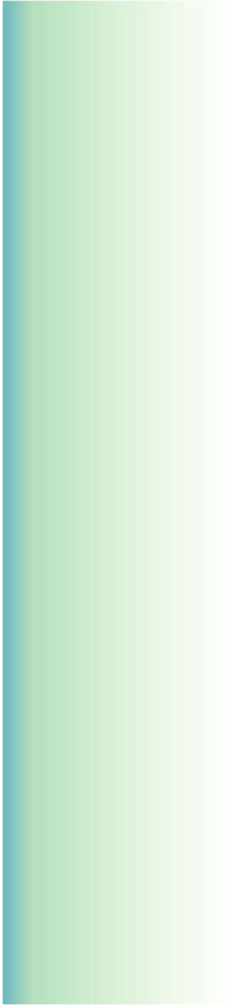




# Q & A

富士見市



# はじめに

いじめ防止の対策を総合的に推進するため、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

富士見市においても、いじめについて学校だけの問題とせず、市全体で総力を結集して、いじめ防止に取り組み、子どもが安心して過ごすことができる環境をつくるため、平成27年4月に「富士見市いじめ防止条例」を施行しました。

この趣旨を具体化するため、「富士見市いじめ防止サポーター」事業を平成27年から始め、様々な事業所や団体が「いじめ防止サポーター」として活動いただいております。

この冊子は、サポーターの皆様が活動する際の疑問点をQ & A方式でまとめたものです。ご活用いただければ幸いです。

なお、今後追加・修正をして充実していきたいと考えておりますので、ご意見など、ぜひお寄せください。

# 目次

| Q & A                                           | ページ |
|-------------------------------------------------|-----|
| 1. 「いじめ」とは何ですか                                  | 2   |
| 2. どのような「いじめ」があるのですか                            | 2   |
| 3. 「いじめ防止サポーター」は具体的に何をしたらよいのですか                 | 3   |
| 4. 登校中の子どもを見かけたら、どのような様子に気を付けたらよいですか            | 4   |
| 5. 下校中の子どもを見かけたら、どのような様子に気を付けたらよいですか            | 4   |
| 6. 放課後や休日に子どもを見かけたら、どのような様子に気を付けたらよいですか         | 4   |
| 7. いじめを受けている（思われる）場面を発見したらどうしたらよいですか            | 5   |
| 8. いじめの相談を受けたらどのように対応したらよいですか                   | 5   |
| 9. 「いじめ防止ポスター」や「いじめ防止ステッカー」の貼る場所は、決まっているのですか    | 5   |
| 10. 「いじめ防止サポーター」であることを、お店のチラシに入れる場合に許可等が必要ですか   | 5   |
| 11. 「いじめ防止サポーター」のロゴマーク等を使用したいのですが手続きはどうしたらよいですか | 6   |
| 12. いじめ防止のロゴマークのデザインの意味はなんですか                   | 6   |

## 1. 「いじめ」とは何ですか

「いじめ」とは、子どもに対して、その子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的または物理的な影響を与える行為で、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます。つまり、周りの判断ではなく、いじめを受けた子どもの主観的判断に基づくものです。

【いじめ防止対策推進法・富士見市いじめ防止条例】

## 2. どのような「いじめ」があるのですか

- 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを書き込みされる。

などです。

「いじめの防止等のための基本的な方針：文部科学省」より

### 3.「いじめ防止サポーター」は具体的に何をしたらよいのですか

＜子どもに対して＞

#### 一見守り・声かけ一

- 日ごろから子どもたちの様子を見守り、少しでも変だなと思ったら声をかけてください。

「おはよう！」「気を付けて帰りなさいよ！」などの声かけをお願いします。「あいさつ」を交わすことで顔見知りの関係となることが大切です。みなさんに声をかけられると子どもたちは、元気になります。親しみやすい言葉で接してください。

＜お客様に対して＞

#### 一いじめ防止サポーターであることをPR一

- サポーターステッカーを店舗や車に貼ったり、目立つところにポスターを貼ってPRしてください。
- 事業所のホームページやチラシ等にいじめ防止サポーターであることやいじめ防止に協力していることをPRしてください。

＜従業員に対して＞

#### 一家庭でいじめの防止について話題にするように働きかけ一

- 日ごろから子どもと一緒に学校や友達のことを話題にして、子どもの些細な変化も見逃さないように心がけましょう。
- 家族でいじめ問題を話題にして、地域全体でいじめ撲滅を目指しましょう。

#### 4. 登校中の子どもを見かけたら、どのような様子に気を付けたらよいですか

「けだるそうな、疲れた表情である」「学校に行くのを渋っている」「友達の荷物を持たされている」「1人で登校するようになる」「遠回りして登校している」「途中で家に帰っている」など見かけたら声かけをお願いします。

#### 5. 下校中の子どもを見かけたら、どのような様子に気を付けたらよいですか

「いつもと違い1人で下校している」「服が汚れている。破れやボタンのほつれがある」「あざや擦り傷がある」「持ち物等が壊されている。落書きがある」「1人だけ下校が遅い」など見かけたら声かけをお願いします。

#### 6. 放課後や休日に子どもを見かけたら、どのような様子に気を付けたらよいですか

「仲間外れにされている」「特定の友だちに対する言葉遣いが不自然に丁寧である」「暴言や暴力を受けている」「嫌なことを無理やりさせられている」「お金の使い方があらい」「ひどく疲れた様子である」「普段より暗かったり、逆に明るく演じたりする感じがする」など見かけたら声かけをお願いします。

**見逃さないで 子どものサイン**

暗 い

元気が  
ない

1人  
ぼっち

## **7. いじめを受けている（思われる）場面を発見したらどうしたらよいですか**

暴力を受けているなど、すぐに保護が必要な場合や相手が集団にいる場合は、交番や警察署に連絡してください。決して無理な行動はとらないでください。制服などで学校が分かる場合には直接、学校へ連絡をお願いします。

## **8. いじめの相談を受けたらどのように対応したらよいですか**

話を聞いていただき、相談窓口へご連絡ください。

（P. 7 参照）

## **9. 「いじめ防止ポスター」や「いじめ防止ステッカー」の貼る場所は、決まっているのですか**

店舗内や入口ドア、車などに、貼ってください。ステッカーは両面印刷となっていますので透明ガラス面の貼り付けが有効です。

## **10. 「いじめ防止サポーター」であることを、お店のチラシに入れる場合に許可等が必要ですか**

特に必要はありませんが、ロゴマーク・サポーターロゴマークを使用する場合には手続きが必要となります。

## 11. 「いじめ防止サポーター」のロゴマーク等を使用したいのですが手続きはどうしたらよいですか

ロゴマーク・サポーターロゴマークを使用する場合は、申請書を提出いただき、データを提供することになります。子育て支援課へ申請をお願いします。



## 12. いじめ防止のロゴマークのデザインの意味はなんですか

「幸運」を示す四葉のクローバーに「いじめ根絶」の願いを込め、その葉の一枚を「みんなの温かい気持ちを表すハート（心）」にしました。

また、キャッチフレーズである「いじめのない子どもの笑顔あふれるまち☆ふじみ」を添えています。



◎通学途中や地域活動などで、たびたび嫌がることをされている子どもがいたら・・・

下記へご相談ください。

○富士見市教育委員会 学校教育課

電話 ０４９－２５１－２７１１（内線６２３）

○富士見市教育相談室

電話 ０４９－２５７－５３１０

（月～金 ９：００～１７：００ 祝日・祭日を除く）

（土 ９：００～１２：００ 祝日・祭日を除く）

○子ども未来応援センター

電話 ０４９－２５２－３７７３

いじめ防止サポーター制度、いじめ防止条例等  
のご質問・ご意見は、子育て支援課へお問い合わせ  
ください。

電話 ０４９－２５１－２７１１（内線３４２）



いじめ防止サポーターQ&A

平成27年8月

(最終改訂：令和8年7月)

富士見市役所 子ども未来部 子育て支援課

富士見市大字鶴馬1800番地の1

電話：049-251-2711